

パブリックコメントの意見概要と区の考え方

No	提出された意見の要旨	区の考え方
1	<p>第1章 計画の考え方</p> <p>5 計画策定の方法</p> <p>(4) 区民参加・協創の場</p> <p>①区民ワークショップの開催 (P14)</p> <p>ワークショップにて「すみだ食育 good ネット」を含む食育関連団体や区が育成した「すみだ食育推進リーダー」、「すみだ食育 good ネット」への情報提供及び意見集約はなされていなかった。</p> <p>(2件)</p>	<p>区民ワークショップの募集は区報、区ホームページ、SNS、チラシ（当センターほか区内の施設に設置）にて周知し、お申し込みを受けた方にご参加いただきました。対象者は墨田区在住・在勤・在学中で健康づくりに関心のある18歳以上の方です。</p> <p>情報が行き届かず、参加いただけなかったことにつきましては、ご希望に添えず申し訳ございませんでした。</p> <p>今回は、より多くの参加希望者へ情報が行き届くよう、様々な方法で情報提供をさせていただくよう努めていきます。</p>
2	<p>第1章 計画の考え方</p> <p>5 計画策定の方法</p> <p>(4) 区民参加・協創の場</p> <p>①区民ワークショップの開催 (P14)</p> <p>ワークショップについて資料編1（計画策定に係る体制及び検討過程）にもワークショップの参加メンバー(団体なのか、個人なのか)、実施日、実施回数の記載がないので明確にしてほしい。</p> <p>(2件)</p>	<p>区民ワークショップの開催日、実施回数は14～15ページに掲載します。</p> <p>参加メンバーは個人と団体です。実施回数は1回でした。</p> <p>資料編は区の検討体制の詳細を掲載していません。ワークショップの概要については大切な取組と考えていますので、資料編ではなく本編に掲載します。</p>

3	<p>第1章 計画の考え方 5 計画策定の方法 (4) 区民参加・協創の場 ①区民ワークショップの開催 (P14) 区民ワークショップの開催により、行政計画に区民の声をどう反映したのか不明瞭になっている。 (2件)</p>	<p>個人で行っている健康づくりのための工夫や、やってみたいこと、10年後のすみだに向かって、地域のみんなで取り組みたいことをテーマにワークショップを開催しました。ワークショップの内容を計画内に掲載し、いただいた意見は計画を検討する際に参考にしました。 今後は関係各課と共有し、実際の事業に意見や想いを反映できるように努めていきます。</p>
4	<p>第1章 計画の考え方 5 計画策定の方法 (4) 区民参加・協創の場 ②パブリックコメントの実施 (P15) パブリックコメントの意見募集期間の期限は、2026(令和8)年1月4日ではなく、2026(令和8)年1月5日ではないか？</p>	<p>パブリックコメントの意見募集期間の期限は、2026(令和8)年1月5日です。修正します。</p>
5	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進 基本目標 I-⑦：たばこ・アルコール対策の推進 (P96、97) 「たばこの害」表現は削除(たばこを「害」扱いせず、たばこを吸う者、吸わない者の両方が歩み寄れる妥協点を探ってください。)してください。 「受動喫煙による健康被害」 →「受動喫煙による健康影響」に修正してください。</p>	<p>意見を受け、「たばこによる健康被害」、「受動喫煙による健康被害」及び「たばこの害」の文言について「健康への影響」、「健康影響」及び「たばこの煙」の文言に修正します。</p>

	(喫煙者が加害者のように扱われる懸念のある表現はやめてください。)	
6	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p> <p>基本目標 I -⑦：たばこ・アルコール対策の推進 (P96)</p> <p>喫煙者がルールやマナーを守って指定の喫煙所で喫煙しようとして配慮しても、指定の喫煙所が少ないのは区の施策の整合性がない。</p> <p>区内の公衆喫煙所「環境整備」を区の責務として実施していただきたい。</p>	<p>墨田区の公衆喫煙所は、区ホームページで公開しています。また、その他区内喫煙所については CLUB JT のサイトからご確認いただくことができます。</p> <p>https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/volunteer/rojyou_kinnen/smokingarea_rules.html</p> <p>公衆喫煙所を建設するためには、場所を確保するとともに、関係法令及び構造上・安全上の制約等をすべてクリアする必要があります。新設に適した場所の調査は今後の課題と捉え、現時点での対策としては、区の方煙対策等に賛同し、ご協力いただける民間企業等で管理している既存喫煙所を「民間指定喫煙所」と指定し、区ホームページ等により広く周知する取組を引き続き進めていきます。</p>
7	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p> <p>基本目標 I -⑦：たばこ・アルコール対策の推進</p> <p>(2) 取組の方向性・主な取組 (P96)</p> <p>喫煙者のことも考えていただき「望まない受動喫煙」防止のための手段として喫煙所設置も認めていただきたい。</p>	<p>受動喫煙や環境美化の課題に対応するため、喫煙所の整備を進めることは有効な手段の一つであると区としても認識しています。一方で、区で公衆喫煙所を設置する際には、場所を確保するとともに、関係法令及び構造上・安全上の制約等をすべてクリアした上で近隣の町会・商店会等からのご理解も得る必要があります。設置が困難なケースがあることも事実です。</p> <p>そのような中、令和5年度から「墨田区公衆喫煙所設置等助成制度」を施行しました。引き続き民間企業・団体等の皆様の分煙施設の整備を支援し、区内全体を一体とした分煙対策を目指していきます。</p>
8	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p> <p>基本目標 I -⑦：たばこ・アルコール対策の推進</p>	<p>望まない受動喫煙を防止するため、飲食店等に対して、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例による要件に基づく喫煙専用室等の設置等の啓発を行っています。また、墨田区では、個</p>

	<p>(4) 区民・関係者・区 が取り組む実践アクション 区取組 (P97) 受動喫煙を防止するための 様々な取組については賛同 します。 適切な分煙化などの対策を 推進してほしい。</p>	<p>人・団体問わず、喫煙所の設置経費や維持管理 費を助成する「墨田区公衆喫煙所設置等助成制 度」を設けています。本制度により地域の快適 な生活環境の実現を目指すとともに、結果とし て区全体の分煙化施設が増加することを支援し ていきます。</p>
9	<p>第5章 基本目標別の施策 と取組の推進 基本目標Ⅰ-⑦：たばこ・ アルコール対策の推進 (4) 区民・関係者・区 が取り組む実践アクション 区取組 (P97) 駐車場の一角を利用したト レーラー型の喫煙所設置と いった、環境整備をぜひお 願いしたい。</p>	<p>錦糸町駅北口の喫煙所を撤去するにあたり、 ロータリー周辺に代替となる公衆喫煙所 (コン テナ型またはトレーラー型) の建設を検討して まいりました。しかし、コンテナ型喫煙所につ いては、地盤や道路構造上の制約により必要な 強度を確保できないこと、また、トレーラー型 喫煙所につきましては、当該場所が道路区域に 該当するため、道路交通法上「車両」扱いとな るトレーラーを設置した場合、駐車違反に該当 するという指摘を受け、現時点では設置を断念 せざるを得ない状況となっています。 区としては、今後も関係法令や周辺環境等に 応じながら、引き続き検討を進めていきます。</p>
10	<p>第5章 基本目標別の施策 と取組の推進 基本目標Ⅲ-⑦：すみだら しい食育の推進 (P126) 「<u>区民・関係者・区</u>の協働 で」は、墨田区食育推進計 画の記載に合わせて「<u>区 民、地域団体、NPO、事業 者、企業、大学等と区</u>の協 働で」と修正してほしい。 (2件)</p>	<p>墨田区食育推進計画の表記に合わせて、次の とおり修正します。 →「<u>区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大 学等と区</u>の協働で」と修正します。</p>
11	<p>第5章 基本目標別の施策 と取組の推進 基本目標Ⅲ-⑦：すみだら しい食育の推進</p>	

<p>(1) 区の現状・課題 (P126)</p> <p>①食育基本法制定後20年 が経過している状況で未だ に「認知度」を冒頭に考察 している。(2件)</p> <p>②食育の認知度を過大に評 価している。(2件)</p> <p>③減少している項目につい て減少の背景にある課題が 記載されていない。(2件)</p> <p>④「食育に関心を持つ区民 が次の活動の担い手になる イメージを持っていない」 という文章の主語は誰かが 不明である。 区が持っていないのであれ ば、その課題を明らかにす ること。(2件)</p> <p>⑤内容全体が結びついてい ない。 (2件) これまでの現状と課題の検 討が曖昧で「(2) 取組の 方向性・主な取組」につな がらない。</p>	<p>①「認知度」は継続的に調査しており、重要な 指標と捉えています。</p> <p>②第4次計画の最終評価として、アウトカム指 標で「A」判定とされていることから、一定の 評価をしています。</p> <p>③区の現状・課題の文面を次のとおり修正しま す。(P126) 「一方で、食育の取組に関わる区民等の数や、 食育を推進する活動への参加意向は減少してい ます。このことから、食育に関心を持つ区民が、 次の活動の担い手になるイメージを持っていな いと推察されます。そうしたことから、持続可 能な食育を推進するためには、さらなる普及啓 発や支援等を充実させる必要があります。」</p> <p>④主語は、「食育に関心を持つ区民」です。ま た、課題については区の支援不足等と捉えてい ます。今後、支援の充実等を図っていきます。</p> <p>⑤、(2) 取組の方向性・主な取組 令和8年度墨田区食育推進計画の改定時に内容 を検討し、その後、取組状況を反映して、本計 画の中間改定時に掲載していきます。</p>
---	--

	<p>墨田区食育推進計画第4章 「持続可能な推進体制」に 掲げている8項目の取組の 進捗の評価と健康づくり総 合計画・自殺対策計画（第 2次）への反映が不明であ り、検討が必要である。 (2件)</p>	
12	<p>第5章 基本目標別の施策 と取組の推進 基本目標Ⅲ-⑦：すみだら しい食育の推進 (P126) (1) 区の現状・課題の文 面を修正してほしい。 現状に対する課題が不明確 なまま、次の文章でいきなり 「食育を推進するのは人 であるという考えを基本と し、多様な価値観を認め合 い、広い視野を持ちなが ら、世代や分野、地域をこ えてすみだらしい食育文化 を育みながら持続可能な共 創の食育を推進する環境づ くりを行っていくことが求 められています。」の内容は 結びつかない。 (2件)</p>	<p>(1) 区の現状・課題の文面を次のとおり修正し ます。 「一方で、食育の取組に関わる区民等の数や、 食育を推進する活動への参加意向は減少してい ます。このことから、食育に関心を持つ区民 が、次の活動の担い手になるイメージを持って いないと推察されます。そうしたことから、持 続可能な食育を推進するためには、さらなる普 及啓発や支援等を充実させる必要があります。」</p>
13	<p>第5章 基本目標別の施策 と取組の推進 基本目標Ⅲ-⑦：すみだら しい食育の推進 (2) 取組の方向性・主な 取組 (P126)</p>	<p>食育を推進するのは人であるという考え方に 基づき、人材育成と支援を一体的に取り組む必 要があるものと考え、次のとおり修正します。 (2) 取組の方向性・主な取組 食育を推進する中核となる人材の育成・<u>支援</u> 【充実】に変更します。 併せて76ページの「取組の方向性一覧」、175 ページの「取組の方向性」を変更します。</p>

	<p>「食育を推進する中核となる人材の育成・<u>支援</u>（<u>追加</u>）」とし、 【継続】 → 【充実】 にすべきではないか。 (2件)</p>	
14	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進 基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進 (2) 取組の方向性・主な取組 (P126) 保育施設、学校、児童館等（追加）と連携した食育の推進」とし、【継続】 → 【充実】 にすべきではないか。 (2件)</p>	<p>既に児童館等において様々な食育の取組が行われていることより、次のとおりに修正します。 (2) 取組の方向性・主な取組 保育施設、学校、児童館等と連携した食育の推進」【充実】 に変更します。 併せて76ページの「取組の方向性一覧」、176ページの「取組の方向性」を変更します。</p>
15	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進 基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進 (2) 取組の方向性・主な取組 (P126) 墨田区食育推進計画第4章に記載のある「食育活動の拠点づくりの支援」を【新規】として追加すべきではないか。 (2件)</p>	<p>令和8年度墨田区食育推進計画の改定時に内容を検討し、その後、取組状況を反映して、本計画の中間改定時に掲載していきます。</p>
16	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p>	<p>ご指摘のとおり、墨田区食育推進計画では数値化できる指標の定量的な評価以外にも数値化</p>

	<p>基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進</p> <p>(3) 主な指標 (P127)</p> <p>墨田区食育推進計画では「定量的な評価」「定性的な評価」「特徴的な活動事例の評価」の3つの視点から評価を行うこととしている。</p> <p>その旨を文章で記載しておくべきではないか。</p> <p>(2件)</p>	<p>できない質的評価も行っているため、脚注として次のとおり記載します。</p> <p>(3) 主な指標 (脚注 46)</p> <p>(脚注 46) 墨田区食育推進計画では「定量的な評価」、「定性的な評価」及び「特徴的な活動事例の評価」の3つの視点から評価を行っている。</p>
17	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p> <p>基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進</p> <p>(3) 主な指標 (P127)</p> <p>「食育の認知度」を記載するのか、また今後も指標とするのか。 (2件)</p>	<p>「食育の認知度」は継続的に調査しており、重要な指標と捉えているため、今後も指標とします。</p>
18	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p> <p>基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進</p> <p>(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション (P127)</p> <p>「区と連携して」を「区と協働して」に統一する。</p> <p>(2件)</p>	<p>すみだの食育は官民協働で行うことが要であるため、「区と協働して」に修正します。</p>
19	<p>第5章 基本目標別の施策と取組の推進</p> <p>基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進</p>	<p>これらの文言は墨田区食育推進計画において重要な意味を持っていると考えられるため、次のとおり文言を修正します。</p> <p>すみだらしい食育文化を育む取組を、<u>官民協働</u>で進めます。</p>

<p>(4) 区民・関係者・区が 取り組む実践アクション (P127)</p> <p>P126 の表に記載があるの で、アクションとして墨田区 食育推進計画にある「持続 可能性」、「協創」、「官民協 働」等の文言を入れた文章 で記載し一貫性を持たせ る。</p> <p>(2件)</p>	<p><u>持続可能な食育を推進するため、次世代の担い 手を育み、支援していきます。</u></p> <p>食育を通して地域コミュニティを育み、<u>協創の 食育を推進します。</u></p>
---	--